

川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱

27川市保第78号

平成27年4月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項の確認を受けるものであって、川崎市（以下「市」という。）以外の者が設置する保育所において、児福法第45条第1項に基づき定められた各児童福祉施設の設備及び運営に関する基準並びに支援法第34条第2項に基づき定められた各特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を満たした運営を行うために要する経費及び当該基準に加えて利用する子どもの処遇向上、施設職員の待遇改善、施設経営の安定化等を図るために要する経費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象子ども)

第2条 この要綱に基づく、支給の対象となる子どもは、別に定めるもののほか、市の福祉事務所長が利用を決定した子どもであって、市内の民設民営保育所（以下「市内の保育所」という。）並びに市外の公設公営・公設民営保育所及び民設民営保育所（以下「市外の保育所」という。）を利用する子どもとする。

(支給額及び算出方法等)

第3条 支給する額及びその算出方法等は、市内の保育所及びその保育所を利用する子どもにあっては、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「国基準」という。）第1条第12号に規定する公定価格（以下「公定価格」という。）として別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表1-4、別表1-5、別表1-6、別表1-7及び別表1-8に、市加算運営費として別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5及び別表2-6に掲げるとおりとし、市外の保育所を利用する子どもにあっては、国基準に定めるもののほか、当該保育所が所在する地方公共団体の定めるところによる。ただし、市外の公設公営・公設民営保育所を利用する子どもに支給する額にあっては、本文に規定する額から、市の定める保育料を控除した額とする。

2 別表1-1、別表1-2、別表1-3に定める3歳児配置改善加算、別表1-4に定める夜間保育加算及び別表1-7における利用する子どもの年齢区分の適用にあたっては、当該利用する子どもの年度の初日の前日の満年齢によるものとする。

3 別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表1-4、別表1-5、別表1-6、別表1-7及び別表1-8に定める冷暖房費加算の算出にあたっては、利用する子どもの月途中の入退所（転入出を含む。）による日割り計算を国基準により行うものとし、別表1

－ 8 の冷暖房費加算以外の加算並びに別表 2－1 に定める児童災害共済掛金、市主任保育士専任加算及び補足給付費以外の加算の算出にあたっては、当該日割り計算は行わず、各支給対象月初日の利用子ども数によるものとする。

4 別表 1－2、別表 1－3、別表 1－4 に定める休日保育加算、別表 1－5、別表 1－6、別表 1－8 に定める冷暖房費加算以外の加算、別表 2－1 に定める市主任保育士専任加算及び障害児保育費、別表 2－3 に定める産休等代替臨時職員雇用費及び市処遇改善等加算Ⅱ、別表 2－5 並びに別表 2－6 に掲げる費用等の支給にあたっては、加算の認定申請又は協議を要するものとする。

5 別表 1－2 に掲げる費用等のうち賃金改善に要する分、別表 1－4 に定める休日保育加算、別表 1－5 に定める賃借料加算、別表 1－6、別表 1－8 に定める処遇改善等加算Ⅱ、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算及び第三者評価受審加算、別表 2－1 に定める児童災害共済掛金及び補足給付費、別表 2－3 市処遇改善等加算Ⅱ、別表 2－4、別表 2－5 に定める市第三者評価受審加算及び地域活動事業費並びに別表 2－6 に掲げる費用等の支給を受けたときは、その執行に係る実績について報告を要するものとする。

(支給時期)

第 4 条 この要綱による給付費等の支給時期は、毎月、原則として、当月初日の利用子ども数等に基づく当初払と前月末日までの月途中入所等の利用子ども数等に基づく追加払（月途中退所等により当初払分に過払分が生じた場合は未払分の給付費等の内払分とする）によるものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国基準等によるほか、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 3 月 9 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 27 年度における支給額及び算出方法等の特例)

2 平成 27 年度におけるこの要綱により、支給する額及びその算出方法等は、市内の保育所にあつて、その保育所を利用する子ども（支給対象子どもに限る）について、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3、別表 1－4、別表 1－5、別表 1－6、別表 1－7 により算出した額及び市外の保育所にあつて、その保育所を利用する子ども（支給対象子どもに限る）について、国基準により算出した額については、当該額に 100 分の 101.29 を乗じて得た額とする。

3 前項により算出される額については、10 円未満の端数が生じたときはこれを切捨てるものとする。

- 4 平成27年度における市外の公設公営・公設民営保育所に支給する額及びその算出方法等は、附則第2項の規定にかかわらず、同項の規定により得られた額、地域の実情等を踏まえて、その保育所が所在する地方公共団体が定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度の支給額及び算出方法については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度における支給する額及び算出方法等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成28年度における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年度における支給額及び算出方法等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成29年度における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成29年度における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成30年度における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた令和元年10月1日前における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

別表1-1(第3条公定価格関係)

① 基本分単価

施設運営の基礎となる人件費、管理費、事業費相当分として、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と利用定員の区分並びに利用する子どもの年齢の区分と保育必要量の区分に応じて、子ども1人当りの月額単価を利用する子ども数分支給するもの。

各経費の内訳としては、人件費では年齢別等の配置基準に基づく保育士と定員規模に応じた調理員と非常勤の嘱託医、事務職員等の雇上費を計上し、管理費では職員の旅費・研修費・被服費・健康管理費や子どもの保健衛生費、施設の補修費・苦情解決対策費等を計上して、事業費では子どもの給食材料費(3歳未満児:主食費・副食費)、保育材料費等一般生活費を計上している。

定員区分	年齢区分	基本分単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
20人	4歳以上児	94,670	69,390
	3歳児	102,170	76,890
	1、2歳児	162,490	137,200
	乳児	237,510	212,220
21人から30人まで	4歳以上児	69,680	52,820
	3歳児	77,180	60,320
	1、2歳児	137,500	120,640
	乳児	212,520	195,660
31人から40人まで	4歳以上児	57,430	44,790
	3歳児	64,930	52,290
	1、2歳児	125,250	112,610
	乳児	200,270	187,630
41人から50人まで	4歳以上児	55,490	45,370
	3歳児	62,990	52,870
	1、2歳児	123,310	113,190
	乳児	198,330	188,210
51人から60人まで	4歳以上児	49,060	40,630
	3歳児	56,560	48,130
	1、2歳児	116,880	108,450
	乳児	191,900	183,470
61人から70人まで	4歳以上児	44,550	37,320
	3歳児	52,050	44,820
	1、2歳児	112,370	105,140
	乳児	187,390	180,160
71人から80人まで	4歳以上児	41,220	34,900
	3歳児	48,720	42,400
	1、2歳児	109,040	102,720
	乳児	184,060	177,740
81人から90人まで	4歳以上児	38,580	32,960
	3歳児	46,080	40,460
	1、2歳児	106,400	100,780
	乳児	181,420	175,800

定員区分	年齢区分	基本分単価	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
91人 から 100人 まで	4歳以上児	33,150	28,090
	3歳児	40,650	35,590
	1、2歳児	100,970	95,910
	乳児	175,990	170,930
101人 から 110人 まで	4歳以上児	31,760	27,170
	3歳児	39,260	34,670
	1、2歳児	99,580	94,980
	乳児	174,600	170,000
111人 から 120人 まで	4歳以上児	30,570	26,360
	3歳児	38,070	33,860
	1、2歳児	98,390	94,180
	乳児	173,410	169,200
121人 から 130人 まで	4歳以上児	29,560	25,670
	3歳児	37,060	33,170
	1、2歳児	97,380	93,490
	乳児	172,400	168,510
131人 から 140人 まで	4歳以上児	28,730	25,120
	3歳児	36,230	32,620
	1、2歳児	96,550	92,940
	乳児	171,570	167,960
141人 から 150人 まで	4歳以上児	27,990	24,620
	3歳児	35,490	32,120
	1、2歳児	95,810	92,430
	乳児	170,830	167,450
151人 から 160人 まで	4歳以上児	28,200	25,040
	3歳児	35,700	32,540
	1、2歳児	96,020	92,860
	乳児	171,040	167,880
161人 から 170人 まで	4歳以上児	27,590	24,620
	3歳児	35,090	32,120
	1、2歳児	95,410	92,440
	乳児	170,430	167,460
171人 以上	4歳以上児	27,040	24,230
	3歳児	34,540	31,730
	1、2歳児	94,850	92,050
	乳児	169,870	167,070

別表1-2(第3条公定価格関係)

② 処遇改善等加算 I

基本分単価と同様の要素によって算定された子ども1人当り月額単価に、職員の平均経験年数と賃金改善やキャリアアップの取組に応じた加算率を乗じた額を利用子ども数分加算するもの。

定員区分	年齢区分	処遇改善等加算	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
20人	4歳以上児	920 × 加算率	660 × 加算率
	3歳児	990 × 加算率	730 × 加算率
	1、2歳児	1,520 × 加算率	1,260 × 加算率
	乳児	2,270 × 加算率	2,010 × 加算率
21人から30人まで	4歳以上児	670 × 加算率	500 × 加算率
	3歳児	740 × 加算率	570 × 加算率
	1、2歳児	1,270 × 加算率	1,100 × 加算率
	乳児	2,020 × 加算率	1,850 × 加算率
31人から40人まで	4歳以上児	540 × 加算率	420 × 加算率
	3歳児	610 × 加算率	490 × 加算率
	1、2歳児	1,140 × 加算率	1,020 × 加算率
	乳児	1,890 × 加算率	1,770 × 加算率
41人から50人まで	4歳以上児	530 × 加算率	420 × 加算率
	3歳児	600 × 加算率	490 × 加算率
	1、2歳児	1,130 × 加算率	1,020 × 加算率
	乳児	1,880 × 加算率	1,770 × 加算率
51人から60人まで	4歳以上児	460 × 加算率	380 × 加算率
	3歳児	530 × 加算率	450 × 加算率
	1、2歳児	1,060 × 加算率	980 × 加算率
	乳児	1,810 × 加算率	1,730 × 加算率
61人から70人まで	4歳以上児	420 × 加算率	340 × 加算率
	3歳児	490 × 加算率	410 × 加算率
	1、2歳児	1,020 × 加算率	940 × 加算率
	乳児	1,770 × 加算率	1,690 × 加算率
71人から80人まで	4歳以上児	380 × 加算率	320 × 加算率
	3歳児	450 × 加算率	390 × 加算率
	1、2歳児	980 × 加算率	920 × 加算率
	乳児	1,730 × 加算率	1,670 × 加算率
81人から90人まで	4歳以上児	360 × 加算率	300 × 加算率
	3歳児	430 × 加算率	370 × 加算率
	1、2歳児	960 × 加算率	900 × 加算率
	乳児	1,710 × 加算率	1,650 × 加算率
91人から100人まで	4歳以上児	300 × 加算率	250 × 加算率
	3歳児	370 × 加算率	320 × 加算率
	1、2歳児	900 × 加算率	850 × 加算率
	乳児	1,650 × 加算率	1,600 × 加算率

定員区分	年齢区分	処遇改善等加算	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
101人 から 110人 まで	4歳以上児	290 × 加算率	240 × 加算率
	3歳児	360 × 加算率	310 × 加算率
	1、2歳児	890 × 加算率	840 × 加算率
	乳児	1,640 × 加算率	1,590 × 加算率
111人 から 120人 まで	4歳以上児	280 × 加算率	230 × 加算率
	3歳児	350 × 加算率	300 × 加算率
	1、2歳児	880 × 加算率	830 × 加算率
	乳児	1,630 × 加算率	1,580 × 加算率
121人 から 130人 まで	4歳以上児	270 × 加算率	230 × 加算率
	3歳児	340 × 加算率	300 × 加算率
	1、2歳児	870 × 加算率	830 × 加算率
	乳児	1,620 × 加算率	1,580 × 加算率
131人 から 140人 まで	4歳以上児	260 × 加算率	220 × 加算率
	3歳児	330 × 加算率	290 × 加算率
	1、2歳児	860 × 加算率	820 × 加算率
	乳児	1,610 × 加算率	1,570 × 加算率
141人 から 150人 まで	4歳以上児	250 × 加算率	220 × 加算率
	3歳児	320 × 加算率	290 × 加算率
	1、2歳児	850 × 加算率	820 × 加算率
	乳児	1,600 × 加算率	1,570 × 加算率
151人 から 160人 まで	4歳以上児	250 × 加算率	220 × 加算率
	3歳児	320 × 加算率	290 × 加算率
	1、2歳児	850 × 加算率	820 × 加算率
	乳児	1,600 × 加算率	1,570 × 加算率
161人 から 170人 まで	4歳以上児	250 × 加算率	220 × 加算率
	3歳児	320 × 加算率	290 × 加算率
	1、2歳児	850 × 加算率	820 × 加算率
	乳児	1,600 × 加算率	1,570 × 加算率
171人 以上	4歳以上児	240 × 加算率	210 × 加算率
	3歳児	310 × 加算率	280 × 加算率
	1、2歳児	840 × 加算率	810 × 加算率
	乳児	1,590 × 加算率	1,560 × 加算率

別表1-3(第3条公定価格関係)

③ 所長設置加算

専従の園長を配置している場合に、必要な人件費として、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と定員区分や処遇改善等加算率に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。

定員区分	基本分	処遇改善等加算
20人	26,130	260×加算率
21人～30人	17,420	170×加算率
31人～40人	13,060	130×加算率
41人～50人	10,450	100×加算率
51人～60人	8,710	80×加算率
61人～70人	7,460	70×加算率
71人～80人	6,530	60×加算率
81人～90人	5,800	50×加算率
91人～100人	5,220	50×加算率
101人～110人	4,750	40×加算率
111人～120人	4,350	40×加算率
121人～130人	4,020	40×加算率
131人～140人	3,730	30×加算率
141人～150人	3,480	30×加算率
151人～160人	3,260	30×加算率
161人～170人	3,070	30×加算率
171人～	2,900	20×加算率

④ 3歳児配置改善加算

3歳児の保育士の配置を15:1とする場合に、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と処遇改善等加算率に応じた3歳児1人当り月額単価を3歳児数分加算するもの。

基本分	処遇改善等加算
7,500	70×加算率

別表1-4(第3条公定価格関係)

⑤ 休日保育加算

休日保育を実施する施設に対して、必要な経費として、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と休日保育の年間延べ利用子ども数の区分及び処遇改善等加算率に応じて定められた額を各月初日の利用子ども数で除して、算出された単価を利用子ども数分加算するもの。

休日保育の年間延べ利用子ども数	基本分	処遇改善等加算	1人当り月額単価
~210人	262,000	2,620×加算率	$\frac{\text{基本分} + \text{処遇改善等加算}}{\text{各月初日の利用子ども数}}$
211人~279人	280,300	2,800×加算率	
280人~349人	317,100	3,170×加算率	
350人~419人	353,800	3,530×加算率	
420人~489人	390,600	3,900×加算率	
490人~559人	427,300	4,270×加算率	
560人~629人	464,100	4,640×加算率	
630人~699人	500,800	5,000×加算率	
700人~769人	537,600	5,370×加算率	
770人~839人	574,300	5,740×加算率	
840人~909人	611,100	6,110×加算率	
910人~979人	647,800	6,470×加算率	
980人~1,049人	684,600	6,840×加算率	
1,050人~	721,300	7,210×加算率	

⑥ 夜間保育加算

夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務するための経費として、定員区分と子どもの年齢区分と処遇改善等加算率に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。

定員区分	年齢区分	基本分	処遇改善等加算
20人	3才以上児	26,670	190×加算率
	3才未満児	24,990	
21人~30人	3才以上児	20,010	130×加算率
	3才未満児	18,330	
31人~40人	3才以上児	16,680	90×加算率
	3才未満児	15,010	
41人~50人	3才以上児	14,690	70×加算率
	3才未満児	13,010	
51人~60人	3才以上児	13,350	60×加算率
	3才未満児	11,680	
61人~70人	3才以上児	12,400	50×加算率
	3才未満児	10,730	
71人~80人	3才以上児	11,690	40×加算率
	3才未満児	10,010	
81人~90人	3才以上児	11,140	40×加算率
	3才未満児	9,460	

別表1-5(第3条公定価格関係)

⑦ 減価償却費加算

施設整備費補助を受けていない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、減価償却費の一部として、定員区分と施設の所在する地域の区分(本市はB地域の都市部に該当)に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。

定員区分	加算単価
20人	7,200
21人～30人	5,000
31人～40人	4,300
41人～50人	4,000
51人～60人	3,300
61人～70人	2,800
71人～80人	3,300
81人～90人	2,900
91人～100人	2,600
101人～110人	2,800
111人～120人	2,600
121人～130人	2,400
131人～140人	2,600
141人～150人	2,400
151人～160人	2,300
161人～170人	2,400
171人～	2,300

⑧ 賃借料加算

賃借物件により運営する施設に対して、賃借料の一部として、定員区分と施設の所在する地域の区分(本市はa地域の都市部に該当)に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。

定員区分	加算単価
20人	17,600
21人～30人	12,200
31人～40人	10,900
41人～50人	9,800
51人～60人	8,100
61人～70人	7,100
71人～80人	7,900
81人～90人	7,100
91人～100人	6,200
101人～110人	6,800
111人～120人	6,200
121人～130人	5,700
131人～140人	6,200
141人～150人	6,000
151人～160人	5,400
161人～170人	6,000
171人～	5,400

別表1-6(第3条公定価格関係)

⑨ チーム保育推進加算

必要保育士数を超過して保育士を配置し、キャリアを積んだ保育士によるチーム保育の体制を構築している施設で、職員の平均経験年数が15年以上の場合に、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増等に充てるものとして、施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と定員区分や処遇改善等加算率に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。

定員区分	基本分	処遇改善等加算
20人	22,500	220×加算率
21人～30人	15,000	150×加算率
31人～40人	11,250	110×加算率
41人～50人	9,000	90×加算率
51人～60人	7,500	70×加算率
61人～70人	6,430	60×加算率
71人～80人	5,620	50×加算率
81人～90人	5,000	50×加算率
91人～100人	4,500	40×加算率
101人～110人	4,090	40×加算率
111人～120人	3,750	30×加算率
121人～130人	3,460	30×加算率
131人～140人	3,210	30×加算率
141人～150人	3,000	30×加算率
151人～160人	2,810	20×加算率
161人～170人	2,640	20×加算率
171人～	2,500	20×加算率

⑩副食費徴収免除加算

副食費の徴収が免除対象となる子どもの副食費免除分の補填として、副食費の徴収が免除される子ども1人当り月額単価に加算するもの。

加算単価
4,500

⑪分園減算

分園である場合、①基本分単価、②処遇改善等加算Ⅰ、③所長設置加算の合計単価を施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)に応じた率で減算した子ども1人当り月額単価を利用子ども数分減額するもの。

減算率
$- \frac{①+②+③}{100} \times 10/100$

別表1-7(第3条公定価格関係)

⑫ 常態的土曜閉所減算

常態的に土曜日に施設を閉所する場合に、①基本分単価、②処遇改善等加算Ⅰ、④3歳児配置改善加算、⑥夜間保育加算の4項目の合計単価を施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と定員区分に応じた率で減算した子ども1人当り月額単価を利用子ども数分減額するもの。

定員区分	減算率
20人～90人	$-(①+②+④+⑥) \times 6/100$
91人～	$-(①+②+④+⑥) \times 7/100$

⑬ 定員恒常的超過減算

連続する過去5年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上である場合に、①基本分単価、②処遇改善等加算Ⅰ、③所長設置加算、④3歳児配置改善加算、⑤休日保育加算、⑥夜間保育加算、⑦減価償却費加算、⑧賃借料加算、⑨チーム保育推進加算、⑪分園減算、⑫常態的土曜閉所減算の11項目の合計単価を施設の所在する地域の区分(本市は16/100地域)と定員区分に応じた率で減算した子ども1人当り月額単価を利用子ども数分減額するもの。

定員区分	減算率
20人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 79/100$
21人～30人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 87/100$
31人～40人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 96/100$
41人～50人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 92/100$
51人～60人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 90/100$
61人～70人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 92/100$
71人～80人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 89/100$
81人～90人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 90/100$
91人～100人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 96/100$
101人～110人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 95/100$
111人～120人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 95/100$
121人～130人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 97/100$
131人～140人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 98/100$
141人～150人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 98/100$
151人～160人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 98/100$
161人～170人	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 99/100$
171人～	$(①\sim⑨、⑪\sim⑫) \times 99/100$

⑭～㉓ 主任保育士専任加算等

項目	内容	加算額
⑭ 主任保育士専任加算	延長、一時、病児保育、乳児3人以上受入、障害児受入のうち、複数事業を実施する施設に対し、主任保育士が保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任できるよう、代替保育士を置く場合に、その人件費及び子育て支援のための活動費として、処遇改善等加算率に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	$\frac{\text{基本額} \quad \text{処遇改善等加算}}{(256,500 + 2,560 \times \text{加算率})}$ $\div \text{各月初日の利用子ども数}$
⑮ 療育支援加算	障害児を受け入れている施設に対して、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者の雇用費として、当該子どもが特別児童扶養手当支給対象児であるかの以下の区分と、処遇改善等加算率に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。 A: 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B: それ以外の障害児受入施設	A $\frac{\text{基本額} \quad \text{処遇改善等加算}}{(49,870 + 490 \times \text{加算率})}$ $\div \text{各月初日の利用子ども数}$
		B $\frac{\text{基本額} \quad \text{処遇改善等加算}}{(33,250 + 330 \times \text{加算率})}$ $\div \text{各月初日の利用子ども数}$
⑯ 事務職員雇上費加算	延長、一時、病児保育、乳児3人以上受入、障害児受入のうち、1事業以上を実施する施設に対し、事務職員の雇用費を上乗せするための経費として、処遇改善等加算率に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	$\frac{\text{基本額} \quad \text{処遇改善等加算}}{(46,100 + 460 \times \text{加算率})}$ $\div \text{各月初日の利用子ども数}$
⑰ 処遇改善等加算Ⅱ	技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費として、副主任保育士等に対する処遇改善等加算Ⅱ-①と、職務分野別リーダー等に対する処遇改善等加算Ⅱ-②について、各々定められた額に対象となる人数A又はBを乗じて、それらを合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算Ⅱ-① $48,790 \times \text{人数A}(\ast)$ ・処遇改善等加算Ⅱ-② $6,100 \times \text{人数B}(\ast)$ ※「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日付府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号)」に定められた人数A及び人数Bとする。
⑱ 冷暖房費加算	夏期や冬期における冷暖房費として、所在する地域の区分(本市はその他地域に該当)に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。	110
⑲ 入所児童処遇特別加算	延長、一時、病児保育、乳児3人以上受入、障害児受入のうち、1事業以上を実施しており、障害者等を雇用して子どもの処遇向上を図る施設に対し、対象職員の年間総勤務時間数に応じた額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	400時間以上 800時間未満
		$456,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$
		800時間以上 1,200時間未満
$760,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$		
1,200時間以上	$1,065,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$	
⑳ 施設機能強化推進費加算	延長、一時、病児保育、乳児3人以上受入、障害児受入のうち、複数事業を実施しており、職員等の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対し、必要な経費(限度額有)を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	$160,000(\text{限度額}) \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$
㉑ 小学校接続加算	小学校との接続を見通した活動を行っている施設に対し、活動に必要な経費として、所定の額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	$96,840 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$
㉒ 栄養管理加算	栄養士を活用して給食を実施している施設に対し、その雇用費として、所定の額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。	$120,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$
㉓ 第三者評価受審加算	第三者評価を受審した施設に対し、受審費用の一部として、所定の額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。 ※ただし、1施設に対し5年に1回の加算とする。	$150,000 \div 3 \text{月初日の利用子ども数}$

別表2-1(第3条市加算運営費関係)

①～⑨ 旧市加算分等

項目	内容	加算額
① 給食費	利用する子どもの給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額528円
② 行事用給食費	行事時の特別給食のため、国の公定価格中の給食費に子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額113円
③ 冷暖房費	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の冷暖房費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額58円
④ 特別扶助費	施設職員の待遇改善を図り、もって利用する子どもの処遇を向上させるため、6月と12月の賞与期に、国の公定価格中の人件費に、子ども1人当り月額単価を各月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 賞与月(6月・12月)に 各12,600円
⑤ 一般生活費	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の給食材料費や保育材料費等の一般生活費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額840円
⑥ 児童災害共済掛金	利用する子どもの施設管理下における災害に備えて、災害共済給付制度等の掛金を、国の公定価格中の事業費に、子ども1人当り月額単価を掛金支払子ども数分加算するもの(ただし、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算)	子ども1人当り 1回375円
⑦ 市主任保育士専任加算	平成23年度以降開設した保育所のうち、0歳児受入を行っていない60人以上定員の施設に対して、国の公定価格上の主任保育士専任加算相当分として、1施設当り月額単価を加算するもの(※ただし、上記要件を満たす場合でも、障害児受入の実施により、国の主任保育士専任加算の支給対象となる場合には、本加算は実施しない)	1施設当り 月額250,000円
⑧ 障害児保育費	障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象児1人当り月額単価を対象子ども数分加算するもの <認定基準> ■重度:特別児童扶養手当1級、身体障害手帳1級もしくは療育手帳A1～A2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども ■中度:特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳2～3級もしくは療育手帳B1の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども ■軽度:身体障害者手帳4～6級もしくは療育手帳B2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども	対象児1人当り ■重度:月額212,000円 ■中度:月額169,600円 ■軽度:月額106,000円
⑨ 補足給付費	生活保護世帯の子どもに対して、保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収額を減免する場合に、その補填として、対象児1人当り月額単価を限度に対象子ども数分加算するもの	対象児1人当り 月額2,500円(限度額)

別表2-2(第3条市加算運営費関係)

⑩-1 延長保育費 基本分・加算分

延長保育を実施する施設に対して、各施設の各月の実延長保育時間の区分と土曜延長の実施有無に応じて、延長保育に要する経費(補食代実費徴収分を除く)として、利用する子ども6人までの月額基本分と7人目から1人当りの月額加算分を加算する(利用する子どもが6人未満の場合は、月額基本分/6人(小数点以下切捨て)×利用する子ども数とする)もの。

なお、当該人数には、保育標準時間認定子どもと保育短時間認定子どもであって、11時間の開所時間を超えて、延長保育を利用した子ども数を換算するものとする。

実延長保育時間	土曜延長	基本分		加算分	
朝/夕 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 91,000円	7人目から 1人当り	月額 1,600円
	実施なし		月額 75,800円		
夕 1時間	実施あり	6人まで	月額 182,000円	7人目から 1人当り	月額 3,200円
	実施なし		月額 151,700円		
夕 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 273,000円	7人目から 1人当り	月額 4,800円
	実施なし		月額 227,500円		
夕 2時間	実施あり	6人まで	月額 364,000円	7人目から 1人当り	月額 6,400円
	実施なし		月額 303,300円		
夜間保育の朝 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 128,200円	7人目から 1人当り	月額 2,800円
	実施なし		月額 106,800円		
夜間保育の朝 1時間	実施あり	6人まで	月額 256,400円	7人目から 1人当り	月額 5,600円
	実施なし		月額 213,700円		
夜間保育の朝 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 384,500円	7人目から 1人当り	月額 8,400円
	実施なし		月額 320,400円		
夜間保育の朝 2時間	実施あり	6人まで	月額 512,700円	7人目から 1人当り	月額 11,200円
	実施なし		月額 427,300円		

⑩-2 延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分

保育短時間認定子どもが各施設の8時間のコアタイムの範囲を超えて、11時間の開所時間の範囲内で、延長保育を利用した場合に、当該延長保育に要する経費として、0.5時間単位で1人当り月額加算分を加算するもの

延長保育時間	加算分
0.5時間単位	1人当り月額 1,600円

⑩-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分

延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの

項目	延長保育時間	加算分
障害児保育分	0.5時間	1人当り月額 5,300円
	1時間	1人当り月額 10,600円
	1.5時間	1人当り月額 15,900円
	2時間	1人当り月額 21,200円
保育料免除分	0.5時間	1人当り月額 1,000円
	1時間	1人当り月額 2,000円
	1.5時間	1人当り月額 3,000円
	2時間	1人当り月額 4,000円

別表2-3(第3条市加算運営費関係)

⑪～⑭ 市職員雇用費等

項目	内容	加算額								
⑪ 休憩休息保育士雇用費	<p>利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士(公定価格上、3歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、当該配置保育士数を含む。以下同じ。)4人につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本分</td> <td style="text-align: center;">加算分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額1人当り 142,100円</td> <td style="text-align: center;">+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)</td> </tr> </table> <p>■対象職員数</p> <p>毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準(公定価格上、3歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、条例上の3歳児の配置基準を15:1に置き換えるものとする。以下同じ。)に基づき、年齢区分ごとに端数処理はせず、必要保育士数を算出し、その合計人数を小数点第2位以下切捨て、第1位切上げとした人数のより多い人数を4で割り返し、小数点以下を切上げた人数を限度に、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士数を超えて配置されている常勤保育士(1日6時間以上かつ月20日以上勤務の保育士をいう。以下同じ。)数とする。</p> <p>■支給月数</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12箇月</td> <td style="text-align: center;">+ 4.45箇月</td> </tr> </table> <p>給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数(半月単位とする。以下同じ)によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2.225箇月ずつ支給するものとする。</p>	基本分	加算分	月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)	給与分	賞与分	12箇月	+ 4.45箇月
基本分	加算分									
月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)									
給与分	賞与分									
12箇月	+ 4.45箇月									
⑫ 年休代替保育士雇用費	<p>利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本分</td> <td style="text-align: center;">加算分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額1人当り 142,100円</td> <td style="text-align: center;">+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)</td> </tr> </table> <p>■対象職員数</p> <p>各施設1人とする。ただし、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士の数を超えて配置されている常勤保育士がいる場合に限る。</p> <p>■支給月数</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12箇月</td> <td style="text-align: center;">+ 4.45箇月</td> </tr> </table> <p>給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2.225箇月ずつ支給するものとする。</p>	基本分	加算分	月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)	給与分	賞与分	12箇月	+ 4.45箇月
基本分	加算分									
月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)									
給与分	賞与分									
12箇月	+ 4.45箇月									
⑬ 看護師雇用補助費	<p>利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の常勤看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">月額1人当り 52,200円</td> </tr> </table> <p>■対象職員数</p> <p>各施設1人とする。</p> <p>■支給月数</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12箇月</td> <td style="text-align: center;">+ 4.45箇月</td> </tr> </table> <p>給与分は対象となる常勤看護師の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤看護師数によって6月と12月に2.225箇月ずつ支給するものとする。</p>	月額1人当り 52,200円	給与分	賞与分	12箇月	+ 4.45箇月			
月額1人当り 52,200円										
給与分	賞与分									
12箇月	+ 4.45箇月									
⑭ 調理員雇用費	<p>利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、公定価格上の基準常勤調理員数に加えて、市が定める定員数に応じた常勤調理員の加配に要する経費を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本分</td> <td style="text-align: center;">加算分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額1人当り 123,400円</td> <td style="text-align: center;">+ (5,500円 × 処遇改善等加算率)</td> </tr> </table> <p>■対象職員数</p> <p>定員が61人以上150人以下の施設は1人、 定員が151人以上240人未満の施設は2人、 定員が240人以上の施設は3人を限度とし、 毎月、公定価格上の基準常勤調理員数(40人以下は1人、41人以上は2人)を超えて配置されている常勤調理員とする。</p> <p>■支給月数</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12箇月</td> <td style="text-align: center;">+ 4.45箇月</td> </tr> </table> <p>給与分は対象となる常勤調理員の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤調理員数によって6月と12月に2.225箇月ずつ支給するものとする。</p>	基本分	加算分	月額1人当り 123,400円	+ (5,500円 × 処遇改善等加算率)	給与分	賞与分	12箇月	+ 4.45箇月
基本分	加算分									
月額1人当り 123,400円	+ (5,500円 × 処遇改善等加算率)									
給与分	賞与分									
12箇月	+ 4.45箇月									

項目	内容	加算額
⑮ 栄養士雇用補助費	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の常勤栄養士の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当り 16,800円 ただし、保育所本園と分園で別個調理を実施する場合は月額1人当り 20,500円</p> <p>■対象職員数 各施設1人とする。</p> <p>■支給月数 給与分 賞与分 12箇月 + 4.45箇月 給与分は対象となる常勤栄養士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤栄養士数によって6月と12月に2.225箇月ずつ支給するものとする。</p>
⑯ 事務職員雇用費	事務の複雑化・電子化等に対応するため、公定価格上の事務職員雇上費に加えて、事務職員の雇用に係る経費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 定員が20人以上60人以下の施設は月額1人当り57,600円 定員が61人以上120人以下の施設は月額1人当り69,120円 定員が121人以上180人以下の施設は月額1人当り80,640円 定員が181人以上240人以下の施設は月額1人当り92,160円</p> <p>■対象職員数 各施設1人とする。</p> <p>■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。</p>
⑰ 週40時間勤務保障保育士雇用費	常勤保育士の週40時間勤務を保障するため、定員が60人以上の施設に対し、臨時的任用保育士の雇用費を加算するもの。	<p>【算定式：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当り21,200円</p> <p>■対象職員数 毎月月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに端数処理はせず、必要保育士数を算出し、その合計人数を小数点第2位以下切捨て、第1位切上げとした人数のより多い人数に1人を加えた人数とする。</p> <p>■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。</p>
⑱ 産休明け保育対応保育士雇用費	産休明け(生後5箇月未満)の子どもが利用している施設に対し、産休明け保育対応保育士を対象児2人につき1人加配するための雇用費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当り244,500円</p> <p>■対象職員数 毎月月初日の生後5箇月未満の在籍子ども数に応じて、2:1の基準に基づき、必要保育士数を算出し、小数点以下切上げとした人数を限度に、実際に配置している産休明け保育対応保育士の数(非常勤保育士による場合は常勤換算した数)とする。</p> <p>■支給月数 月初日に対象児が在籍する月数とする。</p>
⑲ 産休等代替臨時職員雇用費	有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合に、その代替えとなる臨時的任用職員を雇用する経費を加算するもの。	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給日数】</p> <p>■単価 以下の代替職員の職種に応じて定められた日額単価の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額(日給換算とし日額交通費を含む。ただし10円未満切捨て)とする。 看護師の場合は、日額1人当り10,330円を限度とする。 保育士・栄養士の場合は、日額1人当り8,890円を限度とする。 准看護師の場合は、日額1人当り8,730円を限度とする。 調理員・その他の場合は、日額1人当り8,610円を限度とする。</p> <p>■対象職員数 産休・病休職員1人対し、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員1人とする。</p> <p>■支給日数 産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の8週間前の日(多胎妊娠の場合は14週間前の日)から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数(半日単位で合算し、1日に満たない場合は切捨て。以下同じ)とする。 病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6箇月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。</p>

項目	内容	加算額
⑳ 市処遇改善等加算Ⅱ	<p>公定価格上の処遇改善等加算Ⅱにおいて、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる職員の経験年数が3～6年目の者と7年以上の者がいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完するもの。</p>	<p>■単価 【加算保障額－配分可能額＝単価】 公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、処遇改善等加算Ⅰの算定基礎となる職員の経験年数が3～6年目の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)に2万円を配分(加算保障額)した場合、不足する額。</p> <p>■対象職員数 1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者であり、4月1日又は開設日に在籍する者とし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの算定基礎となる職員数に1人を加えた人数(ただし園長を除く)を上限とする。</p> <p>■支給月数 市処遇改善等加算Ⅱの実施月数</p>
㉑ 指導用給食費	<p>利用する子どもの給食指導のため、保育士の指導用として用意する給食の費用を加算するもの。</p>	<p>【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】</p> <p>■単価 月額1人当り1,795円</p> <p>■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに端数処理はせず、必要保育士数を算出し、その合計人数に2人を加えた人数とする。</p> <p>■支給月数 12箇月とする。ただし、年間の運営月数が12箇月に満たない場合は、当該運営月数とする。</p>

別表2-4(第3条市加算運営費関係)

㉓ 嘱託医手当

利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断(随時の入園前健康診断を含む)の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。

項目	定員区分	上段:加算額、下段:園医報酬基準額
嘱託医手当	40人以下定員の施設	月額 7,830円 (月額 21,400円)
	41~60人定員の施設	月額 18,530円 (月額 32,100円)
	61~90人定員の施設	月額 36,330円 (月額 49,900円)
	91~120人定員の施設	月額 39,430円 (月額 53,000円)
	121~150人定員の施設	月額 42,130円 (月額 55,700円)
	151~180人定員の施設	月額 45,230円 (月額 58,800円)
	181~210人定員の施設	月額 59,430円 (月額 73,000円)
	産休明け保育実施民営化施設(91~120人定員)	月額 50,430円 (月額 64,000円)
	産休明け保育実施民設化施設(121~150人定員)	月額 53,130円 (月額 66,700円)
	乳児専門施設	月額 60,630円 (月額 74,200円)
	240人定員の施設	月額 78,860円 (月額 92,430円)

㉔ 入園前健康診断手当

新たに利用を開始する子どもの健康状況を把握するため、4月一斉入所前に健康診断を実施するための嘱託医への手当を、2月に加算するもの。

項目	定員区分	加算額
入園前健康診断手当	60人以下定員の施設	21,400円
	61~180人定員の施設	32,100円
	181~240人定員の施設	42,800円

㉕ 歯科検診事業費

利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。

項目	定員区分	加算額
歯科検診事業費	60人以下定員の施設	年額 28,000円
	61~90人定員の施設	年額 31,000円
	91~120人定員の施設	年額 34,000円
	121~150人定員の施設	年額 37,000円
	151~180人定員の施設	年額 40,000円
	181~210人定員の施設	年額 43,000円
	211~240人定員の施設	年額 46,000円

別表2-5(第3条市加算運営費関係)

㉕ 市第三者評価受審加算

第三者評価の受審を促進するため、公定価格中の第三者評価受審加算に加えて、第三者評価の受審に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

項目	加算額
市第三者評価受審加算	<p>■加算限度額 1施設当り1回100,000円</p> <p>■加算時期 3月とする。</p> <p>■加算条件 1施設に対し、5年に1回の加算とする。 なお、平成26～29年度において、「川崎市民間保育所福祉サービス第三者評価事業受審料助成金」の交付を受けた施設は、各交付年度から起算して5年を経過するまでは本市加算の対象とならない。</p>

㉖ 地域活動事業費

地域の子育て支援を推進するため、以下の表中の加算条件を満たす場合に、当該事業の実施に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

項目	加算額												
地域活動事業費	<p>■加算限度額 1施設当り年額200,000円</p> <p>■加算時期 2～3月とする。</p> <p>■加算条件 以下の5事業のうち複数事業を実施するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d3d3d3;">事業名</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">世代間交流等事業</td> <td>老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">異年齢児交流等事業</td> <td>保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">育児講座・育児と仕事両立支援事業</td> <td>地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域の特性に応じた保育需要への対応事業</td> <td>地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育所体験特別事業</td> <td>適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。	異年齢児交流等事業	保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。	育児講座・育児と仕事両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。	地域の特性に応じた保育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。	保育所体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。
事業名	事業内容												
世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。												
異年齢児交流等事業	保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。												
育児講座・育児と仕事両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。												
地域の特性に応じた保育需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。												
保育所体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。												

㉗ 市休日保育加算

休日保育事業において、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの受入れを行った場合に、保育士等の加配に要する経費として、公定価格中の休日保育加算に加えて加算するもの。

項目	加算額
市休日保育加算 (障害児受入分)	<p>■加算単価 日額4,240円</p> <p>■加算条件 障害児の認定は、㉑の認定基準に準じて、別途行うものとする。</p>

別表2-6(第3条市加算運営費関係)

㊸ 市賃借料加算

項目	内容	加算額
㊸市賃借料加算	賃借物件により運営する施設に対して、安定的な事業継続を確保するため、公定価格中の賃借料加算に加えて、市が定める加算上限額の範囲内で賃借料の加算を行うもの。	<p>【算定方法】</p> <p>市が定める月の加算上限額 - 当月の公定価格中の賃借料加算額</p> <p>■市が定める月の加算上限額 各施設の定員区分に応じて、以下の表中の方法により算定した額。</p> <p>■当月の公定価格中の賃借料加算額 別表1-5の㊸に基づく加算単価に当月の在籍子ども数を乗じた額。</p>

市が定める月の加算上限額の算定方法

60人未満 定員施設 (※)	<p>【算定方法】</p> <p>以下の地域区分ごとの加算基準額(月額)の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>■加算基準額 A地域:月額541,500円 B地域:月額511,500円 C地域:月額451,500円</p>																																								
60人以上 定員施設 (※)	<p>【算定方法】</p> <p>以下の算定上の園舎・園庭面積に地域区分ごとの加算基準単価(月額)を乗じた額の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合はこれを切捨てるものとする。</p> <p>■算定上の園舎面積 以下の表に基づき算定された基準面積と実園舎面積のうち、小さい方の面積を算定上の園舎面積とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">基準面積</th> </tr> <tr> <th colspan="4">以下の基本面積+加算面積</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本面積</th> <th colspan="2">加算面積</th> </tr> <tr> <td colspan="2">以下の定員区分別の1人当り面積×定員数</td> <td colspan="2">以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算</td> </tr> <tr> <th>定員区分</th> <th>1人当り面積</th> <th>加算要件</th> <th>加算面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60~90人</td> <td>7.4㎡</td> <td rowspan="2">低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びびふく室を整備する場合の加算面積</td> <td rowspan="2">36.0㎡</td> </tr> <tr> <td>91~120人</td> <td>7.2㎡</td> </tr> <tr> <td>121~150人</td> <td>7.0㎡</td> <td rowspan="2">一時保育室併設 加算面積</td> <td rowspan="2">67.0㎡</td> </tr> <tr> <td>151~180人</td> <td>6.7㎡</td> </tr> <tr> <td>181~210人</td> <td>6.6㎡</td> <td rowspan="3">地域子育て支援 センター併設加算面積</td> <td rowspan="3">80.3㎡</td> </tr> <tr> <td>211~240人</td> <td>6.5㎡</td> </tr> <tr> <td>241~270人</td> <td>6.4㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>■算定上の園庭面積 上記園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6㎡を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積を算定上の園庭面積とする。</p> <p>■加算基準単価 A地域:月額1㎡当り2,200円 B地域:月額1㎡当り1,600円 C地域:月額1㎡当り1,300円</p>	基準面積				以下の基本面積+加算面積				基本面積		加算面積		以下の定員区分別の1人当り面積×定員数		以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算		定員区分	1人当り面積	加算要件	加算面積	60~90人	7.4㎡	低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びびふく室を整備する場合の加算面積	36.0㎡	91~120人	7.2㎡	121~150人	7.0㎡	一時保育室併設 加算面積	67.0㎡	151~180人	6.7㎡	181~210人	6.6㎡	地域子育て支援 センター併設加算面積	80.3㎡	211~240人	6.5㎡	241~270人	6.4㎡
基準面積																																									
以下の基本面積+加算面積																																									
基本面積		加算面積																																							
以下の定員区分別の1人当り面積×定員数		以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算																																							
定員区分	1人当り面積	加算要件	加算面積																																						
60~90人	7.4㎡	低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びびふく室を整備する場合の加算面積	36.0㎡																																						
91~120人	7.2㎡																																								
121~150人	7.0㎡	一時保育室併設 加算面積	67.0㎡																																						
151~180人	6.7㎡																																								
181~210人	6.6㎡	地域子育て支援 センター併設加算面積	80.3㎡																																						
211~240人	6.5㎡																																								
241~270人	6.4㎡																																								

※ただし、当初、60人未満定員であった施設が定員増により、60人以上定員施設となった場合で、60人未満定員施設の算定方法によった方が加算上限額が大きい場合は、上記定員区分によらずに、60人未満定員施設の算定方法によることができるものとする。

市が定める月の加算上限額の算定における各地域区分となる保育所

A地域	鹿島田、新川崎、武蔵小杉、新丸子、元住吉、武蔵溝ノ口、溝の口、高津、梶が谷、登戸、向ヶ丘遊園の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所
B地域	川崎大師、鈴木町、港町、京急川崎、川崎、川崎新町、小田栄、尻手、矢向、平間、向河原、武蔵中原、武蔵新城、二子新地、宮崎台、宮前平、鷺沼、津田山、宿河原、稲田堤、京王稲田堤、生田、読売ランド前、百合ヶ丘、新百合ヶ丘、柿生、栗平の各駅を最寄り駅としその駅からの道のりが1km以内にある保育所
C地域	産業道路、東門前、八丁畷、久地、中野島、五月台の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所及び最寄り駅からの道のりが1km超にある保育所